

東京都の最低賃金

必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も。

東京都内には、次のとおりの最低賃金が決められています。
最低賃金法により、使用者は、効力発生日以降この最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。



最低賃金の名称	時間額(円)	効力発生日	備考
東京都	888	26.10.1	東京都全域の事業場で働くパートタイマー、臨時、アルバイト等を含むすべての労働者に適用されます。

●最低賃金は「時間額」で表示されています。月給制、日給制、時間給制等すべての給与形態に「時間額」が適用されます。

●最低賃金には次の賃金は含まれません。

- ①精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ②臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ③1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ④時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

*割増賃金等は含まれないため、時間外割増賃金を支払う場合は
888円×125%=1,110円以上、深夜割増賃金は888円×25%=222円以上の支払いが必要となります。

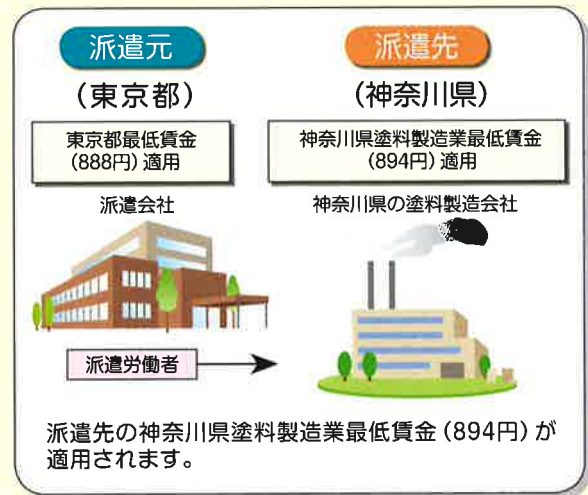
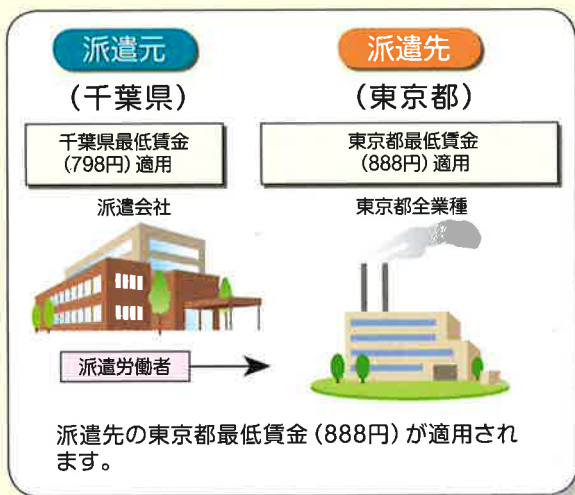
●最低賃金の確認方法

時間給以外は賃金額を時間当たりの金額に換算して比較します。

*日によって定められた賃金(日給制)については、その金額を1日の所定労働時間数で除した金額と最低賃金額を比較します。

*月によって定められた賃金(月給制)については、その金額を月における所定労働時間数(月によって所定労働時間数が異なる場合には、1年間における1月平均所定労働時間数)で除した金額と最低賃金額を比較します。

●派遣労働者については、派遣先の事業場に適用される地域・産業の最低賃金が適用されます。



●最低賃金の減額特例許可制度

精神又は身体の障害により著しく労働能力が低い者などについては、使用者が東京労働局長の許可を受けることを条件として個別に減額した額を適用する「最低賃金の減額の特例」規定があります。

●東京都最低賃金(時間額888円、平成26年10月1日以降)を下回る以下の特定(産業別)最低賃金の対象事業場は、最低賃金法に基づき金額が上位の東京都最低賃金が適用されます。

- ①自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業
- ②業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業
- ③はん用機械器具、生産用機械器具製造業
- ④各種商品小売業
- ⑤出版業
- ⑥鉄鋼業

●最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業を支援する事業として、さまざまな経営・労務管理に関する課題に対して、ワンストップで無料相談に応じる「東京都最低賃金総合相談支援センター」を設けています。

詳しくは、東京労働局労働基準部賃金課(03-3512-1614)又は最寄りの労働基準監督署まで

東京労働局ホームページ

<http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

【平成26年度 全国地域別最低賃金一覧】

地域	金額	発効日	地域	金額	発効日	地域	金額	発効日	地域	金額	発効日
北海道	748	10/8	青森	679	10/24	岩手	678	10/4	宮城	710	10/16
秋田	679	10/5	山形	680	10/17	福島	689	10/4	茨城	729	10/4
栃木	733	10/1	群馬	721	10/5	埼玉	802	10/1	千葉	798	10/1
東京	888	10/1	神奈川	887	10/1	新潟	715	10/4	富山	728	10/1
石川	718	10/5	福井	716	10/4	山梨	721	10/1	長野	728	10/1
岐阜	738	10/1	静岡	765	10/5	愛知	800	10/1	三重	753	10/1
滋賀	746	10/9	京都	789	10/22	大阪	838	10/5	兵庫	776	10/1
奈良	724	10/3	和歌山	715	10/17	鳥取	677	10/8	島根	679	10/5
岡山	719	10/5	広島	750	10/1	山口	715	10/1	徳島	679	10/1
香川	702	10/1	愛媛	680	10/12	高知	677	10/26	福岡	727	10/5
佐賀	678	10/4	長崎	677	10/1	熊本	677	10/1	大分	677	10/4
宮崎	677	10/16	鹿児島	678	10/19	沖縄	677	10/24			

金額は時間額(円)

※ 上記、地域別最低賃金の効力発生日は全て平成26年です。

【近県の特定(産業別)最低賃金一覧】

最低賃金の名称	時間額	効力発生日	
鉄鋼業	834	H26.12.31	
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	811		
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	806		
各種商品小売業	780		
茨城県			
お問い合わせは 029(224)6216 茨城労働局労働基準部賃金室まで			

最低賃金の名称	時間額	効力発生日
非鉄金属製造業	854	H26.12.1
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	859	
輸送用機械器具製造業	870	
光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	870	
各種商品小売業	821	
自動車小売業	869	
埼玉県		
お問い合わせは 048(600)6205 埼玉労働局労働基準部賃金室まで		

最低賃金の名称	時間額	効力発生日
塗料製造業	875	H26.12.31
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	821	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	822	
自動車・同附属品製造業	825	
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業	821	
各種商品小売業	786	
栃木県		
お問い合わせは 028(634)9109 栃木労働局労働基準部賃金室まで		

最低賃金の名称	時間額	効力発生日
調味料製造業	839	H26.12.25
鉄鋼業	880	
はん用機械器具、生産用機械器具製造業	855	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	859	
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	841	
各種商品小売業	819	
自動車(新車)小売業	850	
千葉県		
お問い合わせは 043(221)2328 千葉労働局労働基準部賃金室まで		

最低賃金の名称	時間額	効力発生日
製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	828	H26.12.27
ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業	817	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	815	
輸送用機械器具製造業	817	
群馬県		
お問い合わせは 027(210)5005 群馬労働局労働基準部賃金室まで		

最低賃金の名称	時間額	効力発生日
神奈川県		
塗料製造業	894	H27.3.1
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	890	
お問い合わせは 045(211)7354 神奈川労働局労働基準部賃金課まで		

最低賃金の名称	時間額	効力発生日
山梨県		
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	819	H26.12.26
自動車・同附属品製造業	828	
お問い合わせは 055(225)2854 山梨労働局労働基準部賃金室まで		

◇東京都では、設定されている特定(産業別)最低賃金が地域別最低賃金(東京都最低賃金)を下回るため、すべて東京都最低賃金が適用されます。

◇同名の特定(産業別)最低賃金でも、県によって対象が異なることがありますので、詳細は各局賃金課・室までお問い合わせください。